

貸出機器利用規定

以下の記載事項を、貸出機器（ノート PC・モバイルルーター・ヘッドセット）の利用に当たって遵守してください。

貸出の目的

1.貸出機器は学生の皆さんの学習・研究・就職活動の一助となることを目的としています。これに限る利用に有効活用してください。

利用誓約・申請

2.貸出機器を利用する際には、窓口にて「貸出機器利用申請書・誓約書」に必要事項をすべて記入し、学生証を添えて提出してください。

※学生証を返却時まで窓口保管します。その他の用途には使用しません。

利用内容

3.貸出ノート PC は、WEB 認証（※1）をすることによって OGUNET に接続することができます（※2）OGUNET に接続してノート PC を利用する場合、OGUNET 利用要領（※3）を遵守しなければなりません。

※1 WEB 認証については OGUNET 利用案内 P.9 を参照してください。

※2 LAN ケーブルを持参してください。

※3 OGUNET 利用要領は裏面に掲載しています。

4.貸出機器の利用においては、いかなる状況下でも、他者に迷惑をかける行為を行ってははいけません。

5.貸出ノート PC は、本体へのソフトインストール作業ができない仕様になっています。また、PC を再起動すると、PC 内に保存されたデータはすべて削除され、貸出時の状態に復元されます。重要なデータは各自で適宜、USB メモリや Google Drive 等に保存してください。

機器・備品取り扱い

6.貸出機器については、破損・故障を避け、それぞれ正常な利用方法によって丁寧に取扱いってください。

返却の義務

7.貸出機器は、貸与された状態に戻して、貸出当日の午後 5 時 30 分までに、貸出窓口まで必ず返却しなければなりません。延滞した場合、次回以降の貸出を受け付けないことがあります。

破損・欠品・故障等

8.貸出機器に破損・欠品・故障等があった場合は、速やかに貸出窓口まで申し出てください。利用者の過失による破損・欠品・故障等が発生した場合、修理・補充等に係る諸費用の弁済を求めることがあります。

違反事項

9.当利用規定に定められた諸事項は必ず遵守しなければなりません。故意如何に関らず、これに違反することがあった場合は、大学の指導に従っていただくこととなりますので、予め認識しておいてください。